

トラック運送事業における運送原価算出要領:その10

儲け(利益)を生み出す源泉は基本的には2つしかありません。
『利益=売上高-原価』というメカニズムからしますと、利益は「売上高の増大」か「原価の低減」の方法により生み出されることになります。
いずれの方法も、これを推進するには『運送原価の把握』が必要不可欠で、運送原価が「経営の羅針盤」と呼ばれる所以がここにあります。

昨年(2003年)の10月号から「経営の羅針盤・運送原価シリーズ」を掲載開始し、1年強が経過しました。各回、運送原価の項目(費目)ごとに、「算出要領(算出式)」と算出のための「参考データ」を、算出時に使用する「シート(帳票):条件表と算出式」と対比しつつ説明してきました。

前回までに、「1.車両費」、「2.保険費」、「3.運行費」、「4.人件費」の4大項目(費目)について、個々に説明しましたが、算出要領(算出式)の全体像が把握できませんでした。

そこで、今回は「中間まとめ」として、今までの項目(費目)の「算出要領(算出式)」と設定した仮の条件・データによる「算出事例」を掲載いたします。

1.仮の条件・データによる「1ヶ月1台当たりの運送原価算出の条件表」

貴社名:○○○運送株式会社		区分(営業用は1、自家用は2)		1		
保有車両台数	大型車両 中型車両	15台 5台	小型車両 保有車両合計	0台 20台		
検討する車両の運行形態	1) 運行経路:東京から浜松市内まで		営業キロ数(片道)	250km		
	1ヶ月稼働日数:23日		一般道路走行	250km		
1.車両費関係	2) 運行回数(片道で数え)		3) 月間走行距離【1】	11,500km		
	1) 車両型式	PK-FR1EWJA型	2) ボデー形状	平ボデー型		
	3) 最大積載量	10トン	4) 車両総重量【2】	20トン		
	5) 車両購入価格【3】	12,085,000円	6) 償却期間【4】	7年		
	7) 償却後の残存価格【5】	5%	8) 車両購入金利【6】	年:3%		
	9) 自動車取得税率【7】	3%	10) 自動車税額【8】	38,900円		
	11) 車両重量税額(1トン当たり)【9】	2,800円				
2.保険費関係	1) 自動車損害賠償責任保険・契約加入月数		12ヶ月	保険料【10】	62,510円	
	2) 任意自動車保険	保険名称	加入保険金額	免責金額	割増・割引率	保険料・年額
		対人賠償	無制限	—	割増・割引率:0%	146,200円【13】
		対物賠償	500万円	100,000【11】	割増・割引率:0%	228,780円【14】
		搭乗者傷害	1000万円	—	割増・割引率:0%	14,880円【15】
車両	480万円	100,000【12】	割増・割引率:0%	299,320円【16】		
3.運行費関係	1) 燃料費	燃料消費率【17】	3.5km/ℓ	2) 油脂費【19】円/年の場合(A)	0円/年	
		燃料購入単価【18】	80円/ℓ	円/kmの場合(B)	0.59円/km	
	3) 修繕費	車検整備費・1台当たり【20】		円/年の場合(A)	修繕費・合計	
		一般修理費・1台当たり【21】		円/kmの場合(B)	0円/年	
	(定期点検、一般修理、部品費用の合計)		円/年の場合(A)	10.28円/km		
	4) タイヤ・チューブ費	装着本数(スベア含む)【22】	11本/台	タイヤ耐用キロ数【23】	60,000km	
		1本当たりの購入価格【24】	35,000円/本	1台当たりのパンク修理費【25】	0円/年	
4.人件費関係	1) 検討車種での運転者への支払賃金(標準報酬月額)【26】			348,400円/月		
	2) 検討車種での運転者への年間支払賞与【27】			422,400円/年		
	☆1ヶ月平均の支払賞与:35,200円(422,400円÷12ヶ月)					
	3) 保有車両1台当たりの運転者の数(予備運転者を含む)【28】			1人/台		
	4) 福利厚生費:運転者の標準報酬月額10ヶ月間平均賞与の何%ですか【29】			3%		
5) 退職引当金:貴社の運転者の標準報酬月額の何%ですか【30】			3%			

2.運送原価・算出要領と仮の条件・データでの算出事例

※算出は、小数点以下第一位・四捨五入

項目	算出式	月額(円)	構成比(%)	
1 車両費	(1) 償却費	{車両取得価額-(車両取得価額×残存率)}÷(使用年数×12ヶ月)= {12,085,000円-(12,085,000円×0.05)}÷(7年×12)=	136,676	
	(2) 金利	車両取得価額×{(使用年数+1)÷(2×使用年数)}×金利率÷12ヶ月= 12,085,000円×{(7年+1)÷(2×7年)}×0.03÷12=	17,251	
	(3) 自動車取得税	車両取得価額×税率(営業用:3%、自家用:5%)÷(使用年数×12ヶ月)= 12,085,000円×0.03÷(7年×12)=	4,316	
	(4) 自動車税	税額/年(地方税法226号)÷12ヶ月= 38,900円÷12=	3,242	
	(5) 自動車重量税	税額/年(G.V.W 1トン毎に営業用:2,800円、自家用:6,300円)×車両総重量(トン)÷12ヶ月= 2,800円×20トン÷12=	4,667	
車両費・計	136,676円+17,251円+4,316円+3,242円+4,667円=	166,152		
2 保険費	(1) 自動車損害賠償	保険料÷12ヶ月= 62,510円÷12=	5,209	
	(2) 自動車保険	対人賠償	保険料(加入金額による)÷12ヶ月= 146,200円÷12=	12,183
		対物賠償	保険料(加入金額による)÷12ヶ月= 228,780円÷12=	19,065
		搭乗者傷害	保険料(加入金額による)÷12ヶ月= 14,880円÷12=	1,240
		車両	車両取得価額×{(使用年数+1)÷(2×使用年数)}×0.7=年平均保険金額 年平均保険金額の保険料÷12ヶ月= 299,320円÷12=	24,943
保険費・計	5,209円+12,183円+19,065円+1,240円+24,943円=	62,640		
3 運行費	(1) 燃料費	月間走行距離÷車両平均燃料消費率×燃料単価= 11,500km÷3.5km/ℓ×80円/ℓ=	262,857	
	(2) 油脂費	月間走行距離×km当たりの平均油脂費= 11,500km×0.59円/km= 又は、1年間の使用油脂費÷12ヶ月= 円÷12	6,785	
	(3) 修繕費	車検整備費	使用期間中の車検整備標準料金の合計÷(使用年数×12ヶ月)= 円÷(年×12)= 又は、月間走行距離×km当たりの平均車検費= km× 円/km=	車検整備費と一般修理費をまとめて「修繕費:10.28円/km」として算出。 11,500円×10.28円/km=118,220円
		一般修理費	使用期間中の一般修理費(定期点検整備標準料金+一般修理費+部品費)の合計÷(使用年数×12ヶ月)= 円÷(年×12)= 又は、月間走行距離×km当たりの平均一般修理費= km× 円/km=	
(4) タイヤチューブ費	(タイヤチューブ1本当たりの価格×装着本数×月間走行距離)÷タイヤチューブ耐用距離+(年間パンク修理費÷12ヶ月)= (35,000円×11本×11,500km)÷60,000km+(0円÷12)=	73,792		
運行費・計	262,857円+6,785円+118,220円+73,792円=	461,654		

項目	算出式	月額(円)	構成比(%)
(1) 支払賃金	1ヶ月の支払賃金(基準内賃金、基準外賃金)×車両1台当たりの運転者数= 348,400円×1人=	348,400	
(2) 支払賞与	1ヶ月平均支払賞与×車両1台当たりの運転者数= 35,200円×1人=	35,200	
(3) 法定福利費	健康保険料 {(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×保険料率÷2}×車両1台当たりの 運転者数= {(348,400円+35,200円)×82/1000÷2}×1人=	15,728	
	厚生年金保険料 {(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×保険料率÷2}×車両1台当たりの 運転者数= {(348,400円+35,200円)×139.34/1000÷2}×1人=	26,725	
	労災保険料 年間の支払賃金総額(賃金、手当、賞与、その他)×保険料率×車両1台当たり の運転者数= 383,600円×13/1000×1人=	※4,987	
	雇用保険料 年間の支払賃金総額(賃金、手当、賞与、その他)×保険料率×車両1台当たり の運転者数= 383,600円×10.5/1000×1人=	※4,028	
(4) 福利厚生費	(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×負担率×車両1台当たりの運転者数 = (348,400円+35,200円)×0.03×1人=	11,508	
(5) 退職金引当金	(標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与)×負担率(6%以内)×車両1台当たり の運転者数= (348,400円+35,200円)×0.03×1人=	11,508	
人件費・計	348,400円+35,200円+15,728円+26,725円+4,987円+4,028円+11,508 円+11,508円=	458,084	
5 事故費			
6 施設費	(1) 施設使用料		
	(2) 施設賦課税		
7 その他諸費			
8 通行料			
運送費	項目1～8までの合計		
9 一般管理費			
運送費合計	項目1～9までの合計		
10 営業利益			
運送原価			

1運行当たりの運送原価	運送原価(項目1～10の合計)÷月間片道運行回数= 円÷ 回=	
走行キロ当たりの運送原価	運送原価(項目1～10の合計)÷月間走行距離= 円÷ km=	
輸送トン当たりの運送原価	運送原価(項目1～10の合計)÷月間輸送トン数= 円÷ トン=	

※4人件費の(3)法定福利費の「労災保険料」と「雇用保険料」の算出式は、「年間の支払賃金総額(賃金、手当、賞与、その他)×保険料率×車両1台当たりの運転者数」ですが、年間の支払賃金総額のデータがありませんので、便宜的に全日本トラック協会の賃金実態調査の「標準報酬月額+1ヶ月平均の支払賞与」で算出しました。

お詫びと訂正

「こんにちは ひので〜す」の2004年9月号に掲載しました「経営の羅針盤・運送原価シリーズ11」の中に一部誤りがありましたので、お詫びの上次のように訂正(下線部分)させていただきます。

1. 標準報酬月額について 2003年4月から次のように改訂されました。

〈参考-1〉: 標準報酬(賃金)月額について

被保険者が受ける報酬は毎年変わりますので、標準報酬が実際の報酬とかけ離れないように、毎年1回全被保険者の報酬月額を届け出て、標準報酬が決め直されます。これを定時決定と言い、7月1日～10日までに「被保険者報酬月額算定基礎届」に、4月・5月・6月の報酬月額を記入して届出しなければなりません。これがいわゆる算定基礎届で、この3ヶ月の報酬を合計し、3で割って、「標準報酬月額」を算出して、9月1日から1年間適用します。

2. 法定福利費の保険料率について

〈参考-2〉: 法律で定められている、現時点での各保険の「保険料率」

①健康保険	従業員の報酬	82/1000	健康保険と厚生年金保険は、左記負担率により算出した保険料を被保険者(従業員)及び事業主それぞれが1/2ずつ負担することになっています。
②厚生年金保険	(標準報酬月額と1ヶ月平均の支払賞与)の	<u>139.34/1000</u> (2004年10月1日以降)	
③労災保険	従業員への年間支払賃金	13/1000	労災保険と雇用保険は、左記負担率により算出した保険料を、事業主が負担することになっています。
④雇用保険	総額の	10.5/1000	

3. 法定福利費の保険料の算出について

(1) 健康保険料

〈上記の仮の条件・データでの「健康保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。

$$\{(348,400円 \times 82/1000 \div 2) + (35,200円 \times 82/1000 \div 2)\} \times 1人 = 14,284円 + 1,443円 \times 1人 = 15,728円 \text{ (小数点以下第一位・四捨五入)}$$

(2) 厚生年金保険料

〈上記の仮の条件・データでの「厚生年金保険料」の算出事例〉

◇車両1台当たりの運転者数は、「①営業所全体に公休日がある場合」として算出しています。

$$\{(348,400円 \times 139.34/1000 \div 2) + (35,200円 \times 139.34/1000 \div 2)\} \times 1人 = 24,273円 + 2,452円 \times 1人 = 26,725円 \text{ (小数点以下第一位・四捨五入)}$$

(3) 労災保険料

〈算出式〉

$$\text{労災保険料} = \text{年間の支払賃金総額(賃金、手当、賞与、その他)} \times \text{保険料率} \times \text{車両1台当たりの運転者数}$$

(4) 雇用保険料

〈算出式〉

$$\text{雇用保険料} = \text{年間の支払賃金総額(賃金、手当、賞与、その他)} \times \text{保険料率} \times \text{車両1台当たりの運転者数}$$

「算出表」については、本誌2004年2月号22ページ(輸送原価シリーズ4)に掲載されたものをご使用ください。その際、「4人件費」の項目における⑤法定福利費はご削除ください。

◇今回は、「運送原価算出表」の5～7番目の項目(費目)である「事故費」、「施設費」と「その他諸費」の算出要領(算出式)について説明します。
日野自動車(株)・特販部 提案営業室 渡辺征宏 TEL:03-3456-8869